

令和5年第5回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第11号 専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）
2. 議案第44号 仁淀川町印鑑条例の一部を改正する条例について
3. 議案第45号 仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第46号 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第47号 仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第48号 仁淀川町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第49号 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
8. 議案第50号 仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
9. 議案第51号 仁淀川町デイサービスセンター「とちのき園」の指定管理者の指定について
10. 議案第52号 仁淀川町デイサービスセンター「池川」の指定管理者の指定について
11. 議案第53号 仁淀川町デイサービスセンター「せいらん荘」の指定管理者の指定について
12. 議案第54号 笑美寿茶屋の指定管理者の指定について
13. 議案第55号 仁淀川町ふれあい公園キャンプ場等の指定管理者の指定について
14. 議案第56号 令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について
15. 議案第57号 令和5年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
16. 議案第58号 令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
17. 議案第59号 令和5年度道路メンテナンス事業 町道大崎向口線（大崎橋）橋梁修繕工事請負契約の締結について
18. 同意第7号 農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用について

- 19. 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について
- 20. 発議第 3 号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書
- 21. 発議第 4 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する決議
- 22. 発議第 5 号 パレスチナ自治区ガザ地区における終戦を求める決議



令和5年第5回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月5日（火曜日）

10時00分開会

15時00分延会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画振興課長	荒木紀和	農林課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	医療保険課長	谷脇昭仁
健康福祉課長	日浦けさお	建設課長	神岡孝司
会計管理者兼出納室長	片岡博	教育次長	井上健一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也	池川総合支所長兼池川地域課長	大原正人

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号3番、藤原大君、4番、野村安夫君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

本件については、11月30日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況や取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から6日までの2日間とし、1日目の本日は諸般の報告、執行部からの議案の上程、提案理由の説明を受け、一般質問をできるだけ行い、終われば散会、残れば延会といたします。2日目は、残れば一般質問を行い、議案の審議まで行い、閉会といたします。

町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について3回まで、時間の上限は原則1人1時間とします。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今議会後、久しぶりとなります懇親会を予定しております。執行部の皆様と忌憚のない意見交換会をたく、楽しみにしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しまして、ご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日5日から6日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 5 日から 6 日までの 2 日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第 3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご承認をお願いします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。本日は、令和 5 年第 5 回議会定例会を招集しましたところ、年末を控え、公私ともにご多忙の時期にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

それでは、行政報告をいたします。

国の新たな経済対策の裏づけとなる今年度の補正予算が国会で成立し、低所得者への給付やガソリン価格、電気代等の負担軽減措置を来年 4 月まで延長するための費用などが盛り込まれています。また、スピード感を持って物価高対策を進めるため、重点支援地方交付金 1 兆 5,592 億円が計上され、そのうち約 5,000 億円は地方自治体が柔軟に活用できる推奨事業分があり、速やかな執行が求められておりますので、配分額や事業要件等を注視していき、できる限り速やかに対応していきたいと考えております。

なお、低所得者世帯への 7 万円の給付につきましては、本定例会の一般会計補正予算案に盛り込んでおります。

次に、秋の叙勲についてご報告申し上げます。

令和 5 年秋の叙勲が 11 月 3 日付で発令され、前仁淀川町長の大石弘秋氏が受章の榮譽に輝かれました。

大石氏は、昭和 42 年に高知県に採用され、須崎林業事務所長、森林整備課長の要職を歴任され、平成 18 年 1 月から本町の助役に選任された後、平成 21 年 8 月に町長に就任し、以来、令和 3 年 8 月までの間、3 期 12 年の長きにわたり町長を務められました。在職中は、老朽化した役場庁舎、診療所、高齢者施設などを整備し、また、子育て支援策を積極的に推進し、保育料の無償化、高校卒業までの医療費無償化や高校生の通学支援などの充実にも尽力されました。さらに、優れた行政手腕、精通した経験を生かし、職員を始め、町民

からも高い信頼を受け、本町の基盤整備を着実に進め、本町の発展に寄与した功績が認められ、旭日双光章受章の荣誉に輝かれました。

また、総務省行政事務功労として、仁淀川町岩戸の井上修三氏も受賞の荣誉に輝かれています。

井上氏は、元日本郵政公社四国支社人事部長として長きにわたり郵政事業への功績が認められ、瑞宝小綬章の荣誉に輝かれました。

両氏のこのたびの受章を心からお喜び申し上げますとともに、今後においても健康に十分留意され、これからも仁淀川町の発展のためにご指導、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

次に、電力スマートメーターを活用した見守りサービス事業の取組につきましてご報告いたします。

今年度、本町では、四国電力送配電株式会社様から事業提案を頂き、電気使用量を自動で確認するスマートメーターを活用した新たな見守りの形での実証事業を別枝上地区18世帯で計画しています。具体的には、火災報知器と水道メーター、2つの感知機能から得られた通常時とは違うデータ変動を電力スマートメーターの発信機能から送り、機械が判断し、事前に登録した住民や関係機関へメールを送信して知らせるといったものです。このことは、6月定例会において、本年10月頃から実施予定としてのご報告しておりました。県補助金が活用できることとなり、手続などで少し時間を要しましたが、12月1日より運用を開始いたしました。

次に、町職員の採用についてご報告いたします。

今回の職員採用につきましては、定年前の退職者や育休などの求職者の状況などを考慮して実施いたしました。9月に1次試験を、11月に2次試験を実施し、再任用職員の状況なども考慮して、一般行政職2名に採用の内定通知を出しましたが、予定採用数に達しなかったため、再度、11月6日に職員の採用募集を行い、11月24日の締切りまでに9名の応募がありました。12月10日に1次試験を行い、来年1月に2次試験を行うようにしております。採用の時期につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

最後に、今議会に提案しております19件の案件の内訳は、専決処分の報告1件、条例の一部改正7件、指定管理者の指定に関する議案5件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算議案3件、請負契約の締結議案1件、農業委員会委員関係の同意2件となっておりますので、よろしくお願いします。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長などから説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

今年も師走を迎え、何かと慌ただしい時期となってまいりました。学校では、秋のスポーツ・文化行事も、コロナ感染症予防対策を実施した上で、予定どおり終了することができました。現在、2学期のまとめに向けて、勉強や体力づくりに頑張っているところでございます。

中学3年生は入試に向けての取組が本格化し、12月7日には、小学4・5年生、中学1・2年生を対象に、県版学力テストも実施されます。季節柄、インフルエンザの感染状況にも注視し、感染防止対策に十分留意して業務に当たりたいと考えております。

スポーツの面では、さきの第45回全国中学校ソフトボール大会において、池川・仁淀・尾川中学校ソフトボール部が見事準優勝を成し遂げておりました。その快挙をたたえ、ソフトボール部保護者会主催で、11月12日に交流センターにおいて祝賀会が開催されました。選手の皆さんは、それぞれに親や地域の方々、また関係者に対して感謝の気持ちを述べられており、謙虚な姿勢が見受けられ、このまま成長してくれるものと期待をしているところでございます。

また、コロナ感染症も5類となり、感染状況も比較的落ち着いた状況におきまして、学校ではPTA連合会スポーツ交流会が3年ぶりに池川町民体育館で開催され、各学校から多くの保護者の参加があり、熱戦が繰り広げられ、懇親会もあり、各学校間の親睦も図られました。

また、星ヶ窪まつりも4年ぶりに開催されるなど、各地域で催物も開催され、秋の行事も徐々に復活をしております。

続きまして、はたちのつどいにつきましては、昨年度に引き続き、換気が十分にできる役場本庁1階多目的ホールにおいて1月2日に実施する予定であります。対象は従来どおり二十歳の方とし、対象者27名に対し、現時点で22名の参加となっております。来賓につきましては、コロナ前の来賓の方々をと考えております。議会からは、議長、副議長、総務教育民生常任委員長にご臨席を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、学校再編成につきましては、11月24日の全員協議会においてご報告をさせていただいたところですが、11月30日に第2回学校再編検討委員会がありましたので、主な内容を報告させていただきます。

委員の皆様からは、段階的に統合することはできないものか、数年後にまた再編の検討をすることは避けたい、地域から学校がなくなるのはつらいけど子供を一番に考えるべき、小中一貫校がいいのではなどの意見が出されました。次回からはこの意見をまとめていきたいと考えております。また、12月には、保護者全員を対象とした説明会を長者複合集会施設、仁淀多目的研修会施設、池川コミュニティセンター及び仁淀川町交流センターの4か所において実施いたします。1月には住民向けに同じく4か所において実施する予定としておりますので、ぜひお越しいただき、今の学校の状況をご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、議会の皆様には、並行して、再編検討委員会の意見を踏まえつつ、町の学校再編に対する方針を協議させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本定例会に提出しております教育委員会関係の主な補正予算についてご説明させていただきます。

学校再編検討委員会委員に新たに保育所及びこども園の保護者の代表4名分の委員謝礼等13万2,000円、別府小学校の花壇修繕に48万9,000円、町職員である学校用務員が長期不在のため、代わりの会計年度任用職員給料4か月分62万1,000円などの補正、及び債務負担行為補正として、共同調理場IH回転釜が1台故障したため、買換えに502万7,000円の補正となっております。

適切なご審議を頂きますようお願いいたします。

○議長 最後に、委員会の報告でございます。総務教育民生常任委員会の片岡委員長、お願いします。

○片岡総務教育民生常任委員会委員長 総務教育民生常任委員長の片岡でございます。報告いたします。

去る10月23日の月曜日、令和5年度第2回総務教育民生常任委員会を開催いたしました。議案としましては、7月末に行った町民と議員の意見交換会で提案がありました。提案は、町内の発達障害児、その保護者への支援等に関するものでした。私どもは提案のお話に感銘を受け、その報告書と要約の会議録をお手元に配付しておりますので、一読をよろしく

お願いいたします。

町内で様々な障害、この委員会では、発達障害児等を抱える家庭の困難、地域や学校などにおける理解の差や、受けられるサービス事業所が町内にないなど、議会議員としてふだんあまり触れることのない課題でしたが、町内に若者を引きとどめる意味でも、総務教育民生常任委員としては、これからも執行部と協議してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、総務教育民生常任委員会からの報告といたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、報告第11号、専決処分の報告についてから、議案第44号、仁淀川町印鑑条例の一部を改正する条例についてを経て、日程第22、同意第8号、農業委員会委員の任命についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認をお願いします。

日程第23、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第11号から議案第59号までを、竹本副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております報告及び議案についてご説明申し上げます。

なお、議案書等の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書1ページの報告第11号から説明をいたします。

この報告第11号は、名野川地区の国道33号下部の中津溪谷臨時駐車場の除草作業中にはねた石が駐車中の車両の窓ガラスに当たり、破損させた事故の損害賠償金5万1,183円を支払う和解に関するもので、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告を行うものでございます。

報告はこの1件のみでございます。

続いて、提出議案について順次ご説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

この議案第44号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則等の改正に伴い、仁淀川町印鑑条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の4ページをお願いします。

この議案第45号は、仁淀川町議会議員の期末手当の支給率を見直すため、仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、本年12月支給分及び来年度以降の支給分について段階的に改正するものであります。

施行日は公布の日からとしていますが、第2条の規定については令和6年4月1日施行となっております。また、第1条の規定は令和5年12月1日から適用されます。

次に、議案書6ページをお開きください。この議案第46号は、特別職の職員等の期末手当の支給率を見直すため、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正するもので、本年12月支給分及び来年度以降の支給分について、段階的に改正するものであります。

施行日は公布の日からとしていますが、第2条の規定については令和6年4月1日施行となっております。また、第1条の規定は令和5年12月1日から適用されます。

次に、議案書9ページをお開きください。

この議案第47号は、人事院勧告等を受け、国家公務員の給与改定が行われることに伴い、給与制度改正の措置を講じるため、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

なお、改正給料表の適用は令和5年4月1日からとなっております。

次に、議案書27ページをお開きください。

この議案第48号は、宿泊費の高騰に対応するため、仁淀川町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正し、四国内及び四国外の宿泊費をそれぞれ2,000円引き上げるものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書29ページをお開きください。

この議案第49号は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、出産した被保険者の所得割額及び均等割額の減額措置等が主な内容となっております。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書33ページをお願いします。

この議案第50号は、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する

法律の一部改正等に伴い、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、文言の変更等が主な内容となっております。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書35ページをお開きください。

この議案第51号は、仁淀川町デイサービスセンターとちの木園の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月13日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会を当施設の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書36ページをお開きください。

この議案第52号は、仁淀川町デイサービスセンター池川の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月13日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会を当施設の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書37ページをお願いします。

この議案第53号は、仁淀川町デイサービスセンターせいらん荘の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月13日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会を当施設の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書38ページをお開きください。

この議案第54号は、中津溪谷にあります笑美寿茶屋の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月13日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります中津観光協会を当施設の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書39ページをお開きください。

この議案第55号は、池川地区北浦にあります仁淀川町ふれあい公園キャンプ場等の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月13日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります株式会社西武建設を当施設の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書40ページをお開きください。

この議案第56号は、令和5年度仁淀川町一般会計の補正予算でございます。

別添の一般会計補正予算書（第4号）をご覧ください。

まず、8ページから11ページの歳入の主なものについてご説明いたします。

8ページ、10款地方交付税は、財源調整による普通交付税5,409万円の補正でございます。

9ページの12款分担金及び負担金は、加枝地区及び安居土居地区の飲料水供給施設改修工事に伴う分担金49万8,000円の補正でございます。

10ページの14款国庫支出金は、マイナンバーカードのシステム整備費補助金として347万9,000円、感染症対応地方創生臨時交付金として交付される非課税世帯臨時特別給付金9,524万円の補正でございます。

11ページの15款県支出金は、中山間地域生活支援総合補助金として69万6,000円、乳幼児医療費補助金として16万5,000円の補正となっております。

次に、12ページから23ページの歳出の主なものについてご説明します。

まず、歳出全般におきまして、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費については、人事院勧告に伴う給与等の見直し及び職員の異動等に伴う各費目の調整を行うものでありますので、それぞれの費目での説明は省略させていただきます。

12ページの1款議会費は、人件費調整の補正でございます。

13ページから15ページの2款総務費のうち1項総務管理費は、情報公開委員会委員の報酬1万5,000円、非課税世帯臨時特別給付金に係る事務経費74万2,000円、同システム改修委託料350万円、同給付金9,100万円、その他は人件費調整の補正でございます。2項企画費は、マイナンバーカードシステム改修委託料348万円、J A高知県県庁舎移転後の施設改修における機械器具購入費139万3,000円、町内での新たな起業を支援するための創

業支援事業費補助金200万円、その他は人件費調整の補正でございます。3項徴税費は、森林環境税課税対応システム改修委託料103万7,000円、固定資産税評価替えに係る路線価見直し業務委託料337万8,000円、その他は人件費調整の補正でございます。4項戸籍住民基本台帳費は、人件費調整による補正、一方で戸籍情報システム等の改修委託料457万3,000円の減額補正となっております。

16ページの3款民生費のうち1項社会福祉費は、介護会計繰出金319万円、その他は人件費調整の補正でございます。2項児童福祉費は、乳幼児医療費50万円、その他は人件費調整の補正でございます。

17ページの4款衛生費のうち1項保健衛生費は、全て人件費調整の補正でございます。3項水道費は、冬季の緊急対応のための飲料水供給施設修繕料50万円、加枝地区及び安居土居地区の飲料水供給施設改修工事費249万3,000円、大尾地区家庭用給水施設の改修など施設事業費補助金291万6,000円、簡水会計への繰出金700万円の補正でございます。

18ページの5款農林水産業費は、1項農業費及び2項林業費共に全て人件費調整の補正でございます。

19ページの6款商工費は、中小企業者等経営支援事業費補助金10万円の補正でございます。

20ページの7款土木費のうち1項土木管理費及び2項道路橋梁費共に全て人件費調整の補正でございます。4項住宅費は、町営住宅退去後などの住宅修繕費100万円、崎ノ山団地水道工事設計委託料321万8,000円の補正でございます。

21ページから22ページの9款教育費のうち1項教育総務費は、学校再編検討委員会委員の謝金12万円、同委員旅費1万2,000円、その他は人件費調整の補正でございます。2項小学校費は、別府小学校花壇修繕費48万9,000円の補正でございます。3項中学校費は、会計年度任用職員給料62万1,000円の補正でございます。4項社会教育費は、全て人件費調整の補正となっております。

23ページの10款災害復旧費は、単独災害の林道オオカゲ線災害復旧工事費2,000万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1億5,416万8,000円の補正で、補正後の合計は74億2,007万8,000円となっております。

また、予算書5ページの第2表債務負担行為補正では、新たな債務負担事業2件と限度額の増額変更1件を補正しております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、41ページをお開きください。

この議案第57号は、令和5年度仁淀川町介護保険特別会計の補正予算でございます。

別添の介護保険特別会計補正予算書（第2号）をご覧ください。

詳細については、6ページから8ページをご参照ください。

歳入の内容は、介護保険システム改修事業国庫補助金88万円、一般会計繰入金319万円の補正でございます。

歳出は、制度改正に伴う介護保険システム改修委託料407万円の補正となっております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は407万円の補正で、補正後の合計は13億6,757万6,000円となります。

次に、議案書の42ページをお願いします。

この議案第58号は、令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計の補正予算でございます。

別添の簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）をご覧ください。

詳細については、6ページから7ページをご参照ください。

歳入の内容は、一般会計繰入金700万円の補正でございます。

歳出は、冬季の緊急対応のための漏水修繕費200万円、給水管漏水対策工事費300万円、名野川と土居簡易水道の新設給水管引込み工事費200万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は700万円で、補正後の合計は1億7,102万1,000円となっております。

次に、議案書の43ページをお願いします。

この議案第59号は、令和5年度道路メンテナンス事業町道大崎向口線（大崎橋）橋梁修繕工事の一般競争入札を行った結果、栄宝生建設株式会社が落札し、11月29日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、橋梁延長が111.3mで、桁補強工や塗装工、断面修復工等を施工するものでございます。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続いて、同意第7号、8号について、古味町長、お願いします。

○町長 同意第7号、農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用について。

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1項第2号の規定に基づき、仁淀川町農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意を求める。

提案理由ですが、仁淀川町の農業委員会の定数を考慮し、農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれに準ずる者の割合要件の例外を適用するため、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案書45ページをご覧ください。

同意第8号、農業委員会委員の任命について。

別紙の者を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

提案理由ですが、令和6年1月31日の農業委員会委員の任期満了に伴い、別紙の者を任命したく、議会の同意を求めるものであります。別紙は46ページとなっております。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で、配付しておるとおりです。

なお、質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号4番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○4番 衰えてきましたので、間違いだらけになるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

通告1号、議席番号4番、野村安夫、議長の許可を得ましたので、2点について質問いたします。

1点目は、仁淀川町の経済対策、物価高騰対策についてであります。

国会でも今問題になっている物価高騰対策に対する町独自の対策は考えているのか。また、町の経済が困窮し、農業、商工業、山林事業に携わる業者等が大変厳しい状況に置かれているが、活性化に向けての町としての取組を、考えをお聞きます。

仁淀川町は日本でもトップクラスの高齢化率である。この点を踏まえ、逆転の発想で生かして、政府に対し要望、働きかけを密にして、全住民一人一人に行き渡る対策はできないか。町長、担当課長の意見をお聞きしたいと思います。

1点目は以上です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 野村議員の物価高騰に対する対策のご質問にお答えします。

これまで重点支援交付金推奨事業メニューを活用し、地域通貨券の配布、給食費の無償化などを実施しているところでございます。今後につきましては、今回の国の補正予算が成立しましたので、速やかに対応するため、状況を注視していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、農業、林業の活性化に向けての取組についてお答えします。

林業については、町の主要施策として、施業の集約化、担い手育成、木材需要のマッチング、原木の安定供給の4つの柱を掲げ、取り組んでいるところであります。現在、それぞれの柱でその成果が出てきております。また、農業においても、主要作物でありますお茶についても、価格低迷による大変厳しい状況の中でも茶園の維持管理を続けてしております。茶園管理者に対して、茶栽培支援交付金事業による支援を進めておりますし、トマト栽培を中心とした施設園芸についても、施設園芸品質向上対策支援事業によるハウスの張り替えに係る資材費補助等の支援を実施しております。また、国の制度による中山間地域等直接支払交付金による農用地の維持管理に対する支援も実施するなど、様々な支援に取り組んでおり、林業、農業共に次の世代にいかにつなげていくのかを様々な可能性を探りながら取り組んでおり、この全ての取組が町の活性化につながっていくと考えております。

次に、高齢化率を逆転の発想で対策はできないかとの質問にお答えします。

高齢化率が高い町ですが、一方では、元気な高齢者が多い町とも言えます。引き続き、高齢者一人一人が元気に、自分でできることを大切にしながら、生きがいや役割を持って自分らしく暮らし続けられることを支援していきたいと考えております。高齢者の社会参加や介護予防を目的とした交流、居場所づくり、見守りを含めた生活支援体制の整備などにより、高齢者がいつまでも元気で暮らし続けることで、医療費や介護給付費の軽減や、町の活性化、経済への波及効果も期待できると考えています。また、全町民一人一人に行き渡る対策はできないかにつきましては、国の施策を受けて、本年度既に実施中でありま

すが、町民1人につき5,000円分の地域通貨券をお配りしております。今後につきましても、先ほど述べましたが、今回の国の補正予算の詳細が出てくることに注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○4番 地域流通券のような商品券を配るのも1つの案ではありますが、1回だけでなく、持続的にやってもらいたいと思います。スーパーなどへ買物に行っても、大抵買物すると1回に四、五千円は要りますので、時々はお願いしたいと思います。

そして、質問の中に入れていませんでしたが、飲食店経営、商売人は大変厳しい状況であります。何とかならないものでしょうかね。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 野村議員の再質問にお答えいたします。

ガソリン価格の高騰や肥料の高騰、食品の高騰など、様々なものが高騰しており、事業主や年金受給者など、全ての町民が影響を受けております。このため、全ての町民に満遍なく対策を講じるため、全町民に地域通貨券をこれまで3回発行してきました。このほかにも、バス・タクシー事業者の継続支援金、移動販売事業者の継続支援金、そして、医療・介護機関の継続支援事業、肥料等価格高騰対策補助金なども実施してきましたので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

飲食店等につきましては、コロナ対策というようなことで、貸付けでありますとか、それから、感染予防対策用品であるとか、消毒液であるとか、そういうことで、経済対策ではないですけど、コロナ対策という観点から行っておりますし、それと、継続という意味合いでの給付金をお配りしております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 少し補足させていただきますが、飲食店の経営が大変厳しいということでございますが、役場の各部署でそれぞれ忘年会等が行われる時期にもなりましたので、積極的に町内業者を使うという方向で周知もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○4番 今、町としては観光に力を入れていると思いますが、お金は多く使ってもらって、地元の業者が潤い、笑顔になってもらうことが大事と考えております。町の住民一人一人

が笑顔で、暮らしがよくなる対策を切にお願いして、1点目の質問を終わります。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 観光面につきましては、町の観光協会さんと一緒になりまして、地域事業者さんとも勉強会を度々開催しておりまして、稼げる観光ということで、宿泊業を中心に、何とか町内でお金が落ちる仕組みづくりを今考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 以上で1問目の質問を終わります。

それでは、2問目をお願いします。野村安夫君。

○4番 選挙に関してであります。今年、県議会議員、参議院議員、知事選挙が実施されましたが、投票率が低くなり、最低の水準になっております。我が仁淀川町も大変厳しい状況にあるので、いま一度、町独自の投票率のアップを図るべきだと思いますが、町としてのお考えをお聞きします。

何年か前にも同じような質問があったと思いますが、車による移動投票カーを設備して、体力の限界の人、車等で移動ができない人を前もって熟知して、投票率を上げるべきではないか。検討するのではなく、実行、実施の時期が来たと思いますが、町としての対応をお聞きします。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

投票率は、選挙が行われる地域の住民の政治に対する関心を表す指標とされております。これは高ければ高いほどよいと言われており、投票率が低下しているということは、住民が政治に興味がないことに直結するものであり、投票したい候補者がいない、投票しても政治が分からないなど、政治への無関心と諦めが低い投票率の一因だと考えております。特に若い世代の投票率が低下傾向ということが全国的にも問題となっておりますので、選挙管理委員会といたしましても、有権者になる前の学校教育において政治に関心を持ってもらう取組が必要であると考えておりますので、教育委員会と連携しながら、中学生の模擬議会の開催や、生徒会役員選挙などに投票箱、投票記載台の貸出しを行い、実際の選挙を模擬体験してもらうなど、低年齢からの選挙に対する意識の醸成を図っていきたいと考えております。

2点目の移動投票カーによるというところの質問でございますが、期日前投票につきましては、現在4か所の集会所で実施しており、その4か所とも当日の投票所が近隣に統合

したところになります。また、当日の投票所が町内25か所今現在ございますので、職員が減少する中で、配置する職員のやりくりで苦慮しているところでございますので、今後、投票所の見直しは避けて通れないと考えており、仮に投票所が廃止、統合になった場合には、新たに移動式の投票所を設置する必要があります。

また、移動して投票を行う場合には、1か所に職員が5名必要であるとともに、11月の知事選挙、10月の参議院議員補欠選挙は期日前投票期間が16日間ございますが、町長選挙、町議会議員選挙につきましては4日間しかこの期日前投票期間がございませんので、人員配置、日程的に厳しいものがございますので、移動式の投票所を積極的に増やしていくというのはなかなか困難であると考えております。

また、車内を投票所とした場合、悪天候への対応の課題もありますので、これにつきましては、来年度、選挙管理委員会で県内外にそういったところを行っている自治体に視察に行くように考えておりますので、そこで投票事務の効率化が見込まれる場合は参考にさせていただきまして、できる限り対応したいと考えております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○4番 ありがとうございます。

次に、選挙用ポスター掲示板のことでありますが、掲示板の数はちょっと減らしたのか、お聞きします。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

参議院議員補欠選挙からポスター掲示場の数を減少させております。具体的には、151か所あったものを、現在、知事選の段階では111か所に減少させてもらっております。これは、以前、野村議員のほうから削減というお話もありましたので、それを踏まえて、選挙管理委員会でも協議し、対応させてもらいました。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○4番 俺の区の地域の場合は変わっているようにないんですが、俺の区の上下にポスター掲示板がありますが、あれは無駄じゃないですか。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

坂本地区のポスター掲示場につきましては、参議院議員補欠選挙のときには、減少というか、ちょっと位置を変えておりました。ただ、地域の方からまた戻してほしいというような要望もあり、その周辺の掲示場を見直した結果、元に戻ったということでございます。

以上です。

○議長 以上で野村安夫君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 時間の簡略化なので、自席において質問させていただきます。

2点ほどあるんですが、まず1点目は、再造林率宣言について質問いたします。

本年6月に、本町の人工林伐採跡地での再造林率を100%目指すという説明がございました。その後の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 片岡議員のご質問にお答えします。

町が掲げました、森林資源を循環利用させながら林業成長産業化地域を目指していくためには、林業適地における再造林事業は大きな柱となる大変重要な施策であります。しかしながら、近年、担い手不足や森林所有者の関心離れなどから再造林事業が進んでいないのが状況でありました。そうした中で、本年6月に、林業適地における再造林率100%を目指す宣言を出させていただきました。この目標に向け、町内における再造林事業を主体とする民間企業が2社立ち上がってくれます。既に1事業者は設立され、再造林事業に取りかかってきております。もう1事業者は、もう1つの事業者は、会社の設立の準備に入ってくれており、年度内には設立されます。この2業者と森林組合を中心として、来年度から進む皆伐跡地の再造林事業に取り組んでいく準備を進めているところでありますし、今後も、本町独自の林業研修制度を中心とした担い手育成を図りながら、この宣言を目指していく考えであります。

以上です。

○議長 片岡智準君。

○6番 再質問させていただきます。

林業の皆伐をして、そして植林するということは、防災の減災という意味合いからでも非常に重要なことだと思っておりますが、確かにこの6月23日に町のほうから説明を受けました。この内容の中で、特に2社あるということで心強いなと思って、ゼロじゃない

かなと思ってちょっと心配していたんですが、2社あるということで、非常に心強いなというふうには思っております。

さらに、それから、移住者の中の、いわゆる研修を目的とした移住者の中で、植林される方が非常に少ないというような印象を持っております。そんな印象を持っている中での進捗状況をお伺いしたわけで、日にちも少ないから、進んでなくてもこれはやむを得んことかと私は思っておりますけども、鋭意進めていただいて、やはり林業研修生に手厚いといえますのは、業者さん、まして立ち上げたところやったら、それだけのお金が出ないと思うんですよ。間伐したところやら皆伐したところは収入がありますが、そうでない事業者は、まず事業収入がなければ、そういう研修生やら、そして林業従事者に支払うお金が当然ないわけですので、そういったことも踏まえまして、補助なんかも可能であればして、積極的に支援してあげていただきたいなというように思います。

以上です。

○議長 答弁は。古味町長。

○町長 片岡議員の再質問にお答えします。

本年6月に再造林率100%を目指す宣言をしたばかりで、事業者の立ち上げなど、準備段階ではありますが、来年度以降、順次進めてまいりたいと思います。そして、再造林した場合に支払う補助金といいますか基金も準備しておりますので、そういったものを活用しながら再造林も進めていきたいと考えております。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。

それでは、2問目の質問をお願いします。

○6番 1点目の問題で、鋭意よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に入ります。2点目の質問も、10月にあったことですので、まだ進捗状況は極めて低いとは思いますが、もし進んでいる状況があればお尋ねしたいなということで、件名は「発達障害者への支援について」というテーマでお尋ねいたします。

私の総務民生常任委員会報告もさせていただきました。そのそもそものは、本年の7月に議会基本条例に基づく意見交換会を開催しましたところ、地域住民の方から発達障害者への支援についての要望、提案がされました。議会においては、発達障害者に対する現状や知識等に対する認識が若干薄く、改めて総務民生教育常任委員会を開催し、本件提案者、さらには行政、議会の3者による会議を10月23日に開催しましたところ、その後、何らか

の提案があったかなという質問でございます。なんしか日にちが浅いため、進んでなくても結構ですので、もし取りかかっている事項がありましたら、その範囲でお答えいただきたいなと思います。

以上で質問1回目を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁。古味町長。

○町長 片岡議員のご質問にお答えいたします。

総務教育民生常任委員会後、11月22日に、再度、保護者と教育委員会、健康福祉課で意見交換を行いました。意見交換では、保護者から、保護者会の立ち上げを考えていること、町の現状を知りたい、保護者の中には発達障害について詳しく知らない方も多くいると思われることから、発達障害への理解を広めていきたいなどの意向をお伺いしました。町からは、教育委員会と健康福祉課が現在実施している発達障害児への支援内容について説明を行いました。今後の対応としましては、保護者会周知への協力、発達障害児が必要な支援を受けられるサービス提供事業者、事業所に関する情報提供、他市町村や事業所の情報収集をしていくこととなりました。

今後も、保護者や関係機関等と連携しながら、発達障害に関する理解を広げ、仁淀川町で実現可能な取組について検討していきたいと考えております。

○議長 片岡智準君。

○6番 日にちがない中で積極的に取り組んでいただいているということは分かりました。それで、当然、私もこういう発達障害の問題についてはこれまであまり勉強していなかったんですけども、実は、この数日のテレビで、まず昨日、おとといでしたか、このトゥレット症候群とかいう発達障害の方がおられて、そしたら、とんでもないピアニストになっているというような内容がありました。そして、この12月4日月曜日の高知新聞にも、「発達障害は診断名ではない」というテーマで、小児科の成田奈緒子先生という方からまたこういう新聞の原稿が出ております。非常に、近年、発達障害についての関心が全体的に高まっているのではなかろうかなと。何でかなというのを、当然、私も総務常任委員会の席上で支援者なんかにお話を聞いて分かったんですが、とんでもない能力を持っているんです。そして、名前を挙げると、公表されておりませんので挙げませんが、そういう偉人、賢人、著名人がこれまで多く輩出されているなど。そういう方のほとんどが発達障害。発達障害というと、精神病と同一に、イコールで考えがちですが、全く違います。脳の発達が少し遅れたり、ある部分が非常に発達して、非常にある部分が遅れているよう

な内容で、私も詳しいことはまだまだ知りません。知りませんが、やはりそれについて私なりにちょっと考えてみましたら、だったら何ができるんかなと、できることからまずやらない駄目なんだなということから考えたのが第1点目。子供さんに発達障害であるということを気づいていただく。そして、ご両親がそれに気づくことがまず一番に大事ななというような印象を持ちました。

第2点目には、発達障害であるということとはどんな障害なのかということを知っていただく。先ほど町長の答弁でありましたが、保護者会といったら、確かに保護者会の方は、全部が全部、発達障害者の児童ではありませんので、これも非常に大切なことです。しかし、それプラス、発達障害者の方の保護者となったら、何か限定して出席率も低下するんじゃないかなというふうに思いますので、全児童の保護者、保護者会、あるいは地域の人も巻き込んだ形の発達障害の勉強会。正直、この発達障害者について私はお話を聞かせていただいたら、もしこのいわゆる障害の方がその能力を発揮したときには、極端に言ったら仁淀川町の救世主になるのではなかろうかなというふうに思います。といいますのは、偉人、賢人のこれまで出た著名人を見たら、ほとんど発達障害者なんです。というような印象を受けました。そんなことから、発達障害というものについての知識を多くの人に知っていただいて、支援、ご協力を頂きたいなと。

それから、やっぱり3点目には、それぞれ子供さんに気づいた、ご両親は分かった、地域の人に伝えて、そしたら、具体的にそれを勉強して支援する人を養成していただきたいなと。支援する人が理解してなければ支援ができませんので。といいますのは、その意見交換会の席でもお話があったんですが、発達障害者がおっても、一番困るのは、分かって、施設へ届けたいけども、両親が仕事で忙しい、どうしても手が抜けない、送っていけないとなれば、障害の子供を施設へ連れていく人がいない。だったら、手の空いた誰でもええかといったら、それがなかなか、人を見て、車に乗っていただけたり、乗っていただけなかったり。発達障害の児童が車に乗ってくれない。それも発達障害らしいです。だから、そういうことを理解できて、なおかつ対応できる人材を育成するというのも大事です。

最終的には、4点目でいわゆる支援体制や環境を整えるためのそういった施設、そしてそれを教える先生、そういったものも増やして行って、そういった方がおれば声をかけていただいて、今日出席の皆さん、先ほど言いましたが、教育委員会やら福祉の部署だけではなくて、そういう能力のある方はどんどん積極的にご協力を頂けないかというような働きかけ。最低、すぐにお金やら金を使わないでもできることが、そういったことがあ

るのではなかろうかなというように私も思っております。私らが今から勉強してもなかなかその能力を身につけることはできませんので、若い者に、介護だけじゃなくて、そういう発達障害者への支援という、教える能力のある人を養成していけたら。そして、もう既にそういう能力、知識をお持ちの方は積極的に参加していただきたいなと、ご協力を頂けないかなというような働きかけということをしていただけたら、取りあえずできるのではなかろうかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上で2点目を終わります。

○議長 執行部、答弁。井上教育次長。

○井上教育次長 片岡議員の再質問にお答えします。

教育委員会のほうからということになりますが、発達障害の子供さんに対しての保護者の方等の理解があまりされていないというところで、それは保護者会のほうからもご意見を頂いております。それで、保護者会のほうが、不定期になるかもしれませんが、定期的に会を開いて、人を呼んで、発達障害に対しての理解を深めるような、そういった会をしたいというふうな声も頂いております。それで、その周知をする上で、教育委員会としては、保護者会が作りました案内文書をコピーさせていただいて、学校のほうの保護者便で保護者の方に回させていただくといったようなことはご協力させていただきたいなと考えております。

教育委員会は以上です。

○議長 日浦健康福祉課長。

○日浦健康福祉課長 ご質問にお答えします。

健康福祉課のほうも先日意見交換に参加させていただいて、保護者さんから発達障害に関する理解を深めたいというお話はたくさん頂いたので、それについて、いろんな機会を通じて、発達障害についての理解は町内でも広げていきたいと考えております。これからも保護者会との意見交換を続けながら、具体的に町としてできること、これから県であるとか町に関わってくださっている小児科医の先生とか高知大学の先生とかにもご相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長 片岡智準君。

○6番 3問目ということで、なんしかなかなか難しい問題が入っていますので、にわかには無理かと思いますが、できるだけ努力をお願いして、終わります。

○議長 暫時休憩します。

午前 11 時 39 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第 3 号、議席番号 7 番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7 番 通告第 3 号、議席番号 7 番、竹本でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

今、世界の情勢を見てみますと、地球温暖化は言うに及ばず、各地で紛争が勃発し、将来を非常に心配する事態がたくさん発生し、気分が優れない日々が続いております。そこで、本町の将来についても考えてみました。あまりばら色の将来ではないというふうに私は考えます。一部は希望が見えることもありますけれども、あと10年先、どうなっているかなということを考えたときに、やっぱり一番は人材であるというふうに考えます。そこで、今日は町営学習塾の設置についてということでお伺いをいたします。

9月の定例会で、本町の最優先課題は何かとの質問をしたところ、人口減少率を少しでも少なくし、高齢化率を下げることの1点で意識共有ができたのではないかなというふうには思っております。高齢化率を下げるためには、子供の数を増やすこと。そのやり方は様々あると思うんですけれども、大きく影響するのは教育環境問題だというふうに思います。現在、町内の児童生徒が自分の希望をかなえるため、志望校に合格するために学習塾に行きたくても、町内に学習塾はありません。町外、主に佐川町に通っている状態ではないかと思うんですけれど、放課後、夜間に佐川町まで通うのは親御さんにとって大変大きな負担であります。町内に塾があれば負担も軽減されます。

委員会として、町内中学生の塾利用者を把握していますか。まず1点目。そして、町営の学習塾を開設する考えはないかの2点について、教育長にお伺いをします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、1点目に、現在の塾に通われているお子さんの数を把握しているかというご質問がございました。町としてその把握は、申し訳ないですけど、できておりません。

次にご質問にありました2点目ですけども、町営学習塾につきましては、このほど信州大学などの研究チームが実施した調査によりますと、全国で170の自治体が公営塾を設置しているとの調査結果があり、学校外での公的な学習支援が進んでいる傾向にあると思わ

れます。学校で学力の基礎・基本を身につけた上で、希望する進路に向け、自己実現のためにさらに高い学力を求めていくことは望ましく、必要なことであると思います。

しかし、本町が公設で塾を運営していくと考えた場合、費用負担や手法、利用する者、利用しない者の格差の心配、あと、森のほうに実は1軒民営の塾がございます。その民営の塾との競合等、配慮すべき課題もあると思います。ただし、本町の教育において、基礎学力の向上、ひいてはその先にある進学までを見据えたときに、開設の可能性について検討する必要もあろうかと考えます。今後、情報収集を進めながら、今後の教育に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。町内の町営の塾利用者を把握しているかということで、それは把握はできていないと。多分そうだろうなとは思っておりました。しかし、かなりの数の生徒が塾へ通っているのではないかなというふうに推察はします。私も実際何人が通っているかの把握はしておりません。できておりません。文部科学省の調査によると、全国中学校全体で70.1%。特に学年別では、3年生になると84.3%。これはちょっと調査が古いんですけど、平成26年度。ただ、最新の数字を見てみても、それほどこのパーセンテージは変わっておりません。中学3年生になると、やっぱり高校進学のために8割以上の人が塾を利用していると。本町のほうでそういうことを考えると、かなりの人数が行っているんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、町営でやると、今1か所ある民間の塾にも影響するというふうに答弁もされましたが、今、民間の塾へ行くにはどれだけ経費がかかるか分かりませんが、結構高いのではないかなと思います。やっぱり町営にして、森でやっておられる方にも協力していただいてやるという方法もあると思います。町営であって、森へ何人行っているか知りませんが、仁淀川町全体の子供を対象にして、安い料金で、利用料で運営をしていくと。要するに、仁淀川町の人材を育てるという意味での投資。これは将来返ってくるかどうか分かりません。けれども、やっぱり仁淀川町で生まれ育った子供を仁淀川町、町が育てると。立派な社会人になってもらうための投資ということを考えればいいんじゃないかなというふうに思います。

そこで、提案ですけれども、その塾をどのような形で行っていくか、2点ほど提案をしたいと思います。

1点目は、今年の9月に県が出しました高知県中山間地域再興ビジョン（骨格案）。まだこれは案です。案ですけれども、この中では、15年後の目標として、若者、34歳以下の人口について、中山間地域全ての市町村で増加（今年度比、令和4年度比）を目指す。それから、出生数について、中山間地域の全ての市町村で増加（令和4年比）を目指となっています。中山間地域の再興なくして県の再興もないとして、一段と中山間振興対策に力点を置いてきているなという印象は持っています。若者の人口増加を上げ、その1つの手段として、地域おこし協力隊員数を570人にするこの案の中では書いています。いろんな施策があるんですけど、1つ、協力隊員を現在の倍ぐらいにして、年間570人。この制度を積極的に利用して、塾で教壇に立ってもらって、この子供の指導を担う人材をこの制度を利用してどんどん進めていってほしいと、進めるべきだと。そうしないと、仁淀川町は衰退してしまうというふうに私は思います。

そして、もう1つは、これは令和5年8月21日の高知新聞記事ですけれども、東京のNPO法人が高知市に無料塾を開設。これはNPO法人維新隊ユネスコクラブというんだそうですけれども、この法人は、家や学校に居場所がない、塾に通うお金がない、そのような子供たちのための塾で、家庭の経済状況に応じて、無料や低額な料金で通えるという塾のようであります。このような民間団体に協力を打診するのも1つの方法だなというふうに考えます。やり方としてはいろんな方法があると思うんですけれども、この仁淀川町の将来を考えて、ひとつまず取組を始めるということを提案したい。町長にお伺いをします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えいたします。

特別支援員の配置、それから、加配教育の実施など、各校で取り組んでいます。また、放課後子ども教室においても学習時間などを設けて対応しておりますが、児童生徒は全員タブレットを持っております。ウェブを活用したインターネット塾も普及しておりますので、そちらのほうも考えていきたいと考えております。また、そういったときには、利用料等の助成とか、そういったことでも対応できるのではないかと考えております。かなりの数のインターネット塾が今現在普及しておりますので、そちらのほうも考えてみたいと思います。

○議長 竹本文直君。

○7番 なぜこんな質問をするかというと、正直言って、今まで仁淀川町はいろんな子育て政策を県下に率先してやってきたと思います。それは認めます。今もいろんなお金、い

ろんな補助金という形で、お金はどっさり出ています。それでも人口は減る一方。これではやっぱり仁淀川町の将来を考えたときは憂鬱にしかならないというふうに思います。今、町独自の思い切った対策をすべき。前町長の大石町長にも提案したことがあるんですが、基金を幾ら積んでも、お金を持っていたても、人がいないことには、その地域に、仁淀川町に人がいなくなつては、その基金が正直言って、無駄金とは言いませんが、生かされない。前回も提案しましたが、その基金を利用して町独自の思い切った施策をひとつ打つべきだと。これは塾だけには限りません。いろんなことについて言えると言えます。

それと、この公設の塾を開設しているのは、近くでは梶原町がやっている。四万十町もやっている。結構あちこちで、近くでもやっています。それなりの成果が出ていると聞いております。ぜひ思い切った施策を打ってほしいというふうに思います。古味町長は、立候補した動機の中に、動機というか、選挙戦の舞台の中には、流れを変えるという訴えが皆さんに届いたんだと思います。けど、従来どおりのやり方をずっとやっていたのではじり貧です。そこをしっかりと考えた上で、少々基金を使っても構わない。9月にもこのことを言いました。思い切った行動を取っていただきたい。もう一度町長にお伺いします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 竹本議員の再々質問にお答えします。

梶原町、そして四万十町で、実際、公設の塾をやっているということを今お聞きしました。また委員会としてもこういったところも視察をしに行つて、どのような方法でやっておるか、そういったことも調べてきていただきたいと思います。

また、基金ですが、かなり積んでおりますけれど、今後、いろいろ人口減に伴い交付税等も減額されてきますので、そういった面では、健全な財政運営をしていく上では基金も大事にしていかななくてはなりません。しかし、人口減少とか、そういった状況を鑑みると、教育に使える基金であるとか、それから、基金には目的がございますので、そういった基金の活用も考えながら、少しでも人口減を食い止めるような施策、そういったところにも力を注いでいく必要はあろうかと思います。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了いたします。

通告第4号、議席番号1番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○1番 議席番号1番、岡田でございます。ただいま議長に許可を頂きましたので、2点ほど質問させていただきたいと思います。

先ほどから、竹本議員からも世界的な話もありました。そして、私は今、仁淀川町がど

ういう立場に置かれておるかということから質問させていただきたい。今、仁淀川町の人口減少、先ほどもありましたけれども、どんどん空き家になっておる、人口は少なくなっておる、小さな集落は維持ができない。町民の方々はいろんな悩みを持っておられます。そういう中で、現在、物価の高騰、そしてまた、生活をされる方々については、年金は下がる、物価は上がる、大変な時期になってきたと。仁淀川町の10年先の将来はどうなるだろうというふうな、皆さんが同じような考えを持っておる生活をしております。私ももう年齢でございますけど、あと10年もすれば人口は、今4,500ぐらいです。少なくとも半分ぐらいでしょう。そうなったときにこの仁淀川町の存続があるかないか。仁淀川町の存続をするために、皆さんが創意工夫をして、仁淀川町に明るい未来が来るような発想をしてもらいたい。

そこで、町長にお伺いいたします。10年、20年後の将来を見て、今現在、仁淀川町の町長がどのような構想を持っておるか、あるいはどのようなビジョンを持っておるか。町民が安心をして暮らせるような構想をお願いしたいと。そしてまた、この質問の要旨に各課長さん方々にも質問するような要旨が書いておりますけども、その後、今現在おられる課長さんについてはいろいろお話を聞いてもらいましたが、皆さん同じような危機感を持って、仁淀川町をこれからどうしたいというふうなお話を聞いてまいりました。したがって、課長については今回は質問しません。そういうことで、町長が代表して、この10年後のビジョン、仁淀川町は生き残れるかというふうな決意を持ったビジョン構想をお願いしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 岡田議員の質問にお答えします。

私の公約であります仁淀川町に住んでよかったと思えるまちづくりを実現することを最優先に取り組んでいく必要があると考えております。人口減少、少子高齢化、そして厳しい財政状況、全国各地で自治体を取り巻く情勢はますます厳しくなっていますが、仁淀川町も例外ではありません。これに対応するためには、持続可能なまちづくりを推進しつつ、町民との対話を重ねながら、町民に寄り添う町政運営が必要不可欠です。また、町民の皆様からは、生活が厳しい、集落の維持が困難、難しくなってきたなどのご意見を頂いておりますので、それらの課題を1つずつ解決しながら、町民が安心して生活できるということを最重要視し、職員一丸となって町民生活を守っていきたいと考えております。

また、人口の社会減をなくすためには雇用の創出が重要だと考えております。産業振興

策として、林業では、林業研修制度の継続と町産材の消費拡大、商工観光では、稼げる観光を目指しています。一方、安心・安全な生活環境づくりとして、若者定住、移住者用住宅として、空き家活用、住宅改修補助といった住宅の確保を推進していきます。子育て環境については、保育料無償化等の助成制度を継続していきます。インフラ整備も重要と考えております。地域の情報化の推進として、光ファイバー網の整備、要望活動、水道管路の老朽化に伴い、改修による耐震化、交通施設整備、交通手段の確保として、国道33号事前通行規制区間解除に向けた要望活動を推進してまいります。

また、集落間の連携がますます重要となってきますので、地域長制度や、地域づくりの補助金活用を推進します。集落活動センターといった組織の活用や、地域おこし協力隊、集落支援制度を活用した人的支援を行い、多面的に支援してまいりたいと考えます。これ以外にも、町民の交通の確保に向けて町営バスの運行や、生活用品の確保として移動販売業への支援も引き続き行ってまいります。

消防・防災面では、自主防災組織の拡充を行い、共助によって地域を守る体制を取っていきます。

医療の確保については、かかりつけ医を持って、できるだけ在宅生活を送っていただけるように、引き続き努力してまいります。

以上のような施策をもって、町民生活を守り、支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 ただいま町長からは本当に仁淀川町を守るという意味からお答えを頂いたものと思います。しかし、その中身について、具体的に私のほうからは3点ほど質問させていただきます。

私は、今の仁淀川町の現状を見たときに、何が大事なのか。先ほど竹本議員からもお話がありました塾の問題。私は、今現在あること、小中一貫校の問題、これは私は常々言っています。アンケートを見たら、大体皆さん方、町民の方々は一貫校にすべきだというふうなアンケートが出ておるように思います。しかしながら、前回の協議会でも、禍根を残さんような学校の編成をしなければならん。今、禍根といいましたら、池川中学校、吾川がなくなり仁淀になったと。この2校になったばかりに生徒数は減少し、そして家庭の方々には佐川、越知に出てもらっております。そういうような中で、私は言っていますけども、仁淀川町の中心、大崎。これは町長の決断で、仁淀川町全体を見たときに何が正しい

か。将来を見たときに、今、これは学校の生徒数を書いていますけども、あと11年ですね。令和の。池川小学校は推計で63名、別府小が30名、長者小学校は15名、小学校全体で108名です。11年後、仁淀川町全体で。そしてまた、中学校。池川中学では34名です。仁淀中学校25名。59名です。この現状を見たときに、常識から考えても、学校の一貫校は急務であると。このことによって、子を持つ親は教育のことを、先ほどもありましたけど、教育が一番大事です。私の子を持つ親としたならば、生徒数が15名、30名の学校へやらないでしょう。クラブ活動ができません。私も小さな学校から大きな学校へ行きました。劣等感を感じます。いじめに遭います。社会的なことは勉強してなかったです。そういう実態からしたとき、少しでもクラブ活動ができる、そしてまた、学校教育も、生徒数の多いところ、これを誰しも選びます。今現在、仁淀のほうからも、学校の教育のために、奥さんだけ出て子供の教育をしよる。そしてまた、両親ともが町外に出て子供の教育をやっておる。こういうことをしたときに、今、小中の一貫校は急務であります。その中には、今一番問題があるでしょうけども、仁淀川町全体を見たときに、一貫校が川渡にできた場合どうなるか。池川から吾川の者は行きません。あるいは池川中学校へ統合した場合に、仁淀の者は行かないですよ。仁淀川町全体を見たときに、大崎が一番有望な土地であるでしょう。将来を見たときに、今、PTAの方々からいろんな意見を聞いていますけども、最終的には町長の決断が大事であります。そういった意味で、勇気を持って私はそういうことに取り組んでもらいたい。この1点を1つ申し上げます。

そしてまた、先ほど雇用の場ということを言われました。本当に大事です。今、雇用の場があるようでないです。そしてまた、今、仁淀の現状を見たときに、土木業者は今現在でも仕事のない業者がおります。今現在でも、将来を見たときに、財政を見たときに、決して土木業者の事業は増えません。水道もそうです。建築もそうです。私は前回も土木業者のことで、従たる、主たるということで、仁淀川町に実態がある会社を指名に入れたらどうかという提案もしました。今、私は仁淀川町の業者を見たとき、事務所はあるけども実態がない。こういう業者は、町長、他の町村は町の仕事は町外の業者は入れていないです。仁淀川町の生活を守る、そしてまた業者を守っていくためには、当然のことに地元の業者を優先して入札に入れる。水道もそうでしょう。建築もそうでしょう。町民を守る、町民が生活できるような施策をする。そしてまた、商業者の方々についても、できるだけ地元で消費をする。恐らく皆さん方は町内のものは地元で買っていることが多いでしょう。しかし、外で買うこともあるでしょう。できるだけ地元の業者の足元を守る。足元を守る

行政をする。これをお願いしたい。

それともう1点。私が特に思うことですが、今、町長が言われたことは絶対大事なことですけど、私が思うことは、今、高齢者が、本当に山間地域へ行くと、車の免許を返納したばかりに食料品が買えない、あるいは病院へ行けない。いろいろ将来に対して不安を持っております。しかし、一挙にこうなさい、ああしなさいといけないでしょうけども、そういう方がおるということを頭に置いて、どういう施策をするか。本当に仁淀川町は危機的な今時期にきています。私は、そういうことでありますけども、車がなかったら生活できないです。病院が遠いです。そしたら、前もお話を申し上げましたけども、これから老人が増える。老人の方々についても、高齢者の方々についても、高齢者を通じた場をこしらえると。今、財政の厳しい折に大変でしょうけども、仁淀川町のこういった生活している方々に対して、どういう施策が大事なのか、何が大事なのか、もう1回考えてもらいたい。これは町長だけではありません。職員の皆さん方にも英知を絞っていただいて、仁淀川町で生活をできるような。評論家ではいけませんよ。評論家は誰でもやれますけど、やはり現場を知ってもらいたい。そして、本当に仁淀川町で生活してよかったと言われるような、なかなか一気に難しいことはあるでしょうけども、そういう思いを持って、町民を守る、仁淀川町を守るというようなことを考えてもらいたい。それは、口でしゃべるのはいろいろしゃべりますけども、現場、現地を見ていただいて、町民の実態も見てもらいたい。町長、そういうことで、ご答弁を。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 岡田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、学校再編の関係なんですけど、アンケート調査の結果からも、私としても小中一貫校を進めていきたいと考えております。また、場所については、まだ検討委員会の結果も詳しくは出てないかもわかりませんが、スクールバスで通学するというようなことを考えると、やはり中心地、旧の吾川中学校くらいがよいのではないかと考えております。

そして、雇用の創出、業者を守るというようなことですが、いろいろな業者もありますけれど、まず入札関係では、やはり指名選考に関しては、町内業者、そういったことを優先に指名をしております。また、実態がない会社といいますか、本店は高知市にあつて、支店といいますか、出張所といいますか、そういった会社もありますけれど、やはり専門的な業者というようなこともあつて指名をする場合もございます。それは町内業者ではできない場合、そういった場合にはそういった選考をすることもございます。

そして、食料品が買えない、病院に行けない方については、今までも、現在も移動サービス等もあるわけでございますけれど、今後ますますそういった方が多くなってくることが想定されます。そういった方を、今後、病院とか買物とか、そういったことに移動がスムーズにできるような施策も今後考えていかなければならないと思いますが、まずは現行の制度、これを利用していただいて対応していかなければならないと思っておりますけれど、今後におきましてはさらにそういったニーズが高まろうと思いますので、そこら辺の対策は十分に今後考えていきたいと考えております。

○議長 岡田良成君。

○1番 中学校、一貫校についてはお聞きしたとおりであります。

そしてまた、業者の実態がないと、こういう話を申し上げましたけども、私が実態がないと言うのは、住所は仁淀川町にあるけれども、事務所の事務員さんもおらん、電話番号もおらんという実態の会社があります。だから、これは調べてください。それで、今言うふうに、資格の問題等があります。しかし、私もただここで言うだけじゃなくて、近隣の町村の実態も聞いております。今言うのは、地元の業者を地元の町が発注するものは入れたらどうよと。事務所の実態のないものは外したらどうよですわ。極端に言ったら。今、資格の問題は、地元の業者もできます。私が見ているのは。とにかく地元の業者を育成すると。今、本当に地元業者はしょうがないですよ。これから将来、今、財政の厳しいときに、ますます仕事がなくなっていくですよ。そういうこともやっぱり勇気を持って、ええことはええこと、悪いことは悪いこと、こういう勇気を持ってもらいたい。

そしてまた、村内の商店街についても、地元の消費を拡大するような、今まで広報にも書いて、みんながここで商売ができて、生活ができる。それが、行政がそういう指導をすれば、仁淀川町はよくやってくれるねというような皆の信頼関係にもつながります。私も今いろんな方々を見ますけども、本当に仁淀川町は、今、合併特例債が7年までであると聞きました。今、近隣の町村も大体総予算が50何億ぐらいです。うちは20億ほどプラスです。これは特例債のおかげだと思うんですよね。ただ、2年後になったら大変厳しい財政ですよ。だから、今何を考えても、地元の方々を守る、町民が生活できるような施策をする。それは町長も考えてもらっていると思っておりますけれども、いろんな幅広いことじゃなくて、重点的に投資をして、若い者はいろいろ今やっていますよ。若い者の意見も聞いて、将来伸びることについては投資をしてもいいじゃないですか。

しかし、それはやっぱりよく見極める目がなけりゃいかんです。ぜひともこれは町長の

先ほどからの決意もあるでしょう。これは、私はただ町長に言うだけじゃない。課長もそういう気になってもらいたい。そしてまた、町民を他の要求、要望はしない。将来の仁淀川町のためにやっていくぐらいの思いを持ってもらわないかん。あこへ行ったら幾らでも予算がある、金を出してくれる、補助をくれる、補助はどうでもなる、そういうことじゃなくて、お互い仁淀川町で盛り上がって行って、将来の仁淀川町づくりをするというふうな思いを持ってもらいたい。だから、今言うふうに、土木業者についても、町長の決意を言ったことに対して、それから、答弁についても先ほど申し上げましたけども、高齢者住宅を、高齢者の方々にも夢と希望を与える行政をお願いしたい。よろしく、答弁を。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えします。

地元消費、地元企業の優先、これは当たり前のことで、今後も地元消費、地元企業の発注、これに努めてまいりたいと考えております。職員にも、入札に及ばない物品購入であるとか、そういったものは、町内で買えるものは町内で買うようにということで指導も今後していきたいと考えております。

また、補助金も見直しをしていって、本当にこれが必要な補助金かどうか、そういったことも洗い出しをして、町に言ったら補助してくれる、そんな思いで補助申請してこられる場合もあるかと思いますが、そういったところもきちんと見直しをしていきたいと考えております。

また、高齢者住宅であります、戸建ての定住住宅ぐらいでしたら何とか土地を探して建てることはできるんですけど、集合住宅となるとある一定の広さが必要となってきます。ということで、今後、先ほども申しました学校再編、これが進んでいくと、各学校施設の用地がかなり出てきますので、そういった用地も視野に入れて、長期のビジョンで考えていかなければならないことかと考えております。また、旧仁淀高校の跡地であるとか、いろんなところにそこそこの広さの土地もありますので、そういったところでそういうものが建設できないかとか、そういったことも考えていきたいと思えます。

どちらにせよ、先ほど言われました地元の企業を守る、そして地元住民を守るという意味でも、地元消費、そして地元の企業の発注、そういったことには十分注意をして発注していきたいと考えております。

○議長 岡田良成君の1問目の質問を終了します。

2問目に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。岡田良成君。

○1番 それでは、2問目の質問をさせていただきたいと思います。

これも、私は仁淀川町に一人でも残っていただきたい、人口が増えてもらいたいという思いからの質問であります。今、極端に書いておりますけども、仁淀川町の遊休地を1万円で売買ができませんかなということです。これは前回申し上げましたけども、一人でも仁淀川町に人が残ってもらうということの観点から申し上げております。これは、以前にもこういう話がありました。住宅が高くなったから、所得が多くなったから高くなった、これはありますけど、10万円ぐらい払うようになったと。だから町営住宅を出ていかなきゃならんということで、地元に残りたいということで土地を探したけど、土地をよう探さない。したがって、佐川へ出ていった、あるいは越知へ行った。何例も聞いております。今回も、所得があまり大きくなったから、高くなったから、10万円ちょっと払わないかん。どうしようかということで探しよったら、1人の方はありがたいことに川渡に家を建ててくれたということで、これはありがたいなというふうに思ったことがありますけども、そういうようなことで、私は、将来一人でも町内に定住してもらいたいという思いから、全国にもない発想を持って、1坪1万円ということで売買をしてはどうかなと。

これについては、今現在、池川にもあります。今、吾川にもいろんなところの遊休地があらうと思います。そしてまた、町長が願望で持っておりました仁淀の車庫の跡地の問題等々があると思いますけれども、私はそうしてよそにない発想で、30年おったら家をあげましようという発想もありますけれども、今こういう時期ですので、地元の方に坪1万円で遊休地を売買する、売却をする。そしてまた、今、1人おってもらえば即座に調べたんですけど、前は人口多いばっかしに60万円ぐらい地方交付税があつたと。しかし、今、人口が少のうなつたばっかしに、1人当たり38万8,000円年間は地方交付税が入ってくる。例えば3人家族であれば、1年間120万円地方へ入ってくる。そういうものの裏づけがあれば、坪1万円で分けてあげても、将来、特にこの方々が残ってくれば、それだけの地方交付税が入ってくると。だから、いわゆる投資です。形のいい投資です。だから、思い切って私はそういう政策をもって、仁淀川町に一人でも定住してもらう。

今、町外からということもありましたけど、やはり仁淀川町の町民もおってもらえるような施策をするということでこのように言いますけども、ぜひとも全国にない発想で、しかし、1万円で売っても、将来それぐらいの地方交付税が入ってくるということを考えたら、それだけの思い切った政策で一人でも仁淀川町に残っていただくという思いからこういう質問をさせていただきましたけど、ぜひとも、本当に人口減の中で、仁淀川町の町民

の方々も出ていこうかというふうな考え方を持っておりますけれども、そうじゃなくて、坪1万円であると。長男さんであれば300万円の補助がある。こういう有利なこともあるというふうなことで、ぜひともそういうことの政策といいますか、決断といいますか、今、池川町には造成しようとする土地があります。ぜひやってください。よろしくどうぞ。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 岡田議員の質問にお答えします。

宅地の確保が困難な仁淀川町において定住を促進するためには町有地の分譲等が重要であると、岡田議員と同じ認識を持っております。本町では、平成23年に仁淀川町若者定住促進不動産譲渡条例を制定し、町所有不動産の譲渡に取り組み、これまでに数件の譲渡を行っております。今回の岡田議員のご質問を踏まえ、来年度には大渡地区の高校跡地の町有地の分譲を行いたいと考えており、区画の設定や金額の算定に取りかかる予定でございます。また区画の設定などの計画ができましたら、再度議会と協議をさせていただき、決定していきたいと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 少し補足をさせていただきます。

町長が先ほど申しました旧仁淀高校跡地の分譲でございますが、区画をどのように設定するか今後検討していくような形となります。売却金額につきましては、その固定資産の評価額が約4,100円で、50坪として68万円余りの金額にはなりますが、これを25万円程度で分譲したいと考えております。ということは、坪5,000円で分譲を考えております。

以上です。

○議長 以上で岡田良成君の質問を終了します。

暫時休憩します。

午後 1時54分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第5号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 議長の許可を頂きました。

質問の前触れですが、町長に聞くのはここだけ。質問の1だけ。14年間、剰余金の実施検査をしないで返還を求めたことはないという、総務課がその職務を果たしているかいな

いか、これを問いたいと思います。質問の2以降は、その総務課の業務について直接お聞きします。

では、令和3年度決算書、財産目録に記載の実態が判然としない屋根つき車庫3棟。これが令和3年度決算書、財産目録。これの財産目録。説明したので間違いないですかね。全員協議会で説明いただいた書類の確認です。令和3年度決算書、財産目録に記載の実態が判然としない屋根つき車庫3棟や、財産目録に記載がないのに口頭で説明しただけの除雪機等の減価償却が行われるなど、町民バス、スクールバスの指定管理の経理に疑問が生じております。これらは剰余金の算定に大いに関係がございます。剰余金の算定が正しく行われているかを質問しているのに、税理士が見ている決算書であるからといって実地の調査をしないのはいかなるものか。質問の忌避は議会軽視ではないか。実地検査をすれば、屋根つき車庫の3棟がどこにあるのか、また、帳簿を閲覧すれば、いつ、幾らで購入したかもすぐに議会へ報告できるはずだと思います。これは、聞き取りだけなら、仮にちゃんとやっておりますと答えるだけかもしれませんが、実地検査しなければいけません。また、税理士が調べているからというご答弁もございました。しかしながら、税理士は本町が雇っているわけではない。もし町に代わって監査をしているのなら、住所、名前、印を押して議会へ報告すべきではないですか。要は、町が実地検査をして、屋根つき車庫3棟の帳簿を確認して、ついでに場所も確認して議会へ報告すればいいだけなんですね。これに1年かかりましたけども、それを現在の担当部署の総務課ができないんでしょうか。できない理由があるんですか。議会答弁では、必要があればやるとおっしゃっておられます。それは今ですよ。今ほど疑念を持たれた案件はないでしょうし、14年間で今ほど疑念を持たれた案件はないでしょう。その実地検査を総務課に町長は命じるだけなんですね。町長は令和3年に選ばれております。まさに執行部の中で改革を行う最適任者なんです。その自覚はございますか。その実地検査を総務課に命じるか、ご答弁できますでしょうか。

1 問目を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。

ただいまの大野議員の質問において、執行部より確認したい件があるようでございます。議会基本条例第8条第2項、執行部の反問を許可します。

事務局、時計を停止してください。

執行部、反問をお願いします。町長。

○町長 それでは、反問をいたします。

6月定例会におきまして、総務教育民生常任委員会委員長から、町民バス、スクールバスの現地調査等を行い、問題ないという委員長報告がされました。その報告を受けて、大野議員はどのように認識し、理解しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 大野議員、それでは、反問への答弁をお願いします。

○5番 お答えします。まず、総務教育民生委員会の報告書を出しますので、ちょっとお待ちください。

それでは、お答えします。令和5年6月6日、総務教育民生常任委員会での検討事項についてということで、ここにおられます委員長さんがわざわざ現地へ調べに行ってくださいました。これについてどう思うかということですが、私はそのときの会議録も取りまして、ここに2つ、17枚の資料がございます。そして、この総務教育民生常任委員会の報告書を見たときに、まさに調べていただいております車庫3棟について、大変ありがたいということを私は申し上げたはずでございます。このときの社長さんの答弁もございまして、これに書いておりました。直接その文章のところに当たりませんが、うろ覚えで申します。車庫については、仁淀の屋根つき車庫に車が3台停めてあると。それからもう1つは、4台分は仁淀川町に貸しておると。これが4つ。全部で今7つ。そして、青空駐車が3台あるという調査をしておりました。ただし、口頭では、今後、車庫が足りるので造りたいという社長さんのお答えでした。これは、私の欲するところの屋根つき車庫3棟、減価償却をしているという車庫の証明になっていない。私は、屋根つき車庫3棟が財産目録にあるから、そしてこれを減価償却を一々していますとって総務課長が説明したので、どこにあるのかということをお問うたわけです。したがって、現地での結果と私が求めるこれが本当にマネジメントの財産なのかというところのそごが生じておる、そういうふうに私は思いました。

以上です。

○議長 執行部、今の内容で。町長。

○町長 委員長報告がなされて、その報告を受けて、大野議員はどのように認識して、また、理解しているのかをお伺ったものでありますが、どうでしょう。

○議長 大野議員。

○5番 大変ありがたいと、よく調べていただいたと、こういう気持ちでした。

○議長 そしたら、事務局、時計を再開してください。

執行部、答弁。古味町長。

○町長 大野議員のご質問にお答えいたします。

剰余金の算定については、基本協定書第9条の3により適切に行っており、また、屋根つき車庫3棟は、5月に総務教育民生常任委員会にて確認をされておりますので、改めての報告は不要であります。また、仮に報告をすれば、それは総務教育民生常任委員会委員長報告に相反する行為となり、これこそ議会軽視になるのではないかと考えます。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 答弁は要りませんけども、総務特別委員会で承認を受けたというんですが、我々は産建の議員でございまして、町長、我々は関係ないんですよ。しかも、報告をただけ、聞いただけで、それに対しての議論が全然ないわけですから、確かに半分の了解を得たんでしょう。それは分かります。それはお認めしますし、そういう意見があっても不思議じゃない。でも、我々半分は違うんですよ。この半分に分かるようにやってもらわないかんわけですね。総務常任委員会の報告だけじゃ駄目。それは言うておきます。

議長、1問目はそれで終わり。

○議長 答弁不要ということですね。

2問目の質問に入ります。大野直孝君。

○5番 それでは、2問目に移ります。

町の提出書類に事実と違う記載があるのに、認識していないとは。ベテラン担当者に伺います。

これが先ほどの15期の決算書でございます。この決算書は、昨年11月に全体協議会で議会に提出を頂いて、減価償却費の説明をされたんですが、お間違いないですね。間違いなしとしましょう。大石総務課長が財産目録を読み上げながら一々ご説明をされたものですが、そのときの議事録では、課長さんは「これに除雪機が入っておりますので」と説明はされたのですが、そもそもこの決算書類、付随している書類についている財産目録には記載がございませんでした。これは事実と違う書類だと思いませんか。

これは既に同僚議員も昨年の12月の議案審議で質問しておられますが、ご答弁がなかった。今、決算書類に記載がなかったこと自体を問題視しております。令和2年度仁淀川町スクールバスの管理運営に関する基本協定書第32条「甲に対し虚偽の報告をし、または報告もしくは調査を拒んだとき」に抵触し、執行部の権限で指定取消しも可能なほどの重大事ではなかったのですか。今、指定取消しを求めるわけではありませんが、この除雪機の

記載のない書類は誰が作成したのか。担当課長、お答えください。業者から提出された書類に間違いはないのですか。あり得ませんが、こちらで作ったということはないでしょうね。指定取消しも可能なほどの重大事であるのかないのかと思うのかも含めてお答えください。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

提出書類につきましては、事実と異なる記載はございません。したがって、基本協定書第32条に抵触することもございません。したがって、指定取消し云々ということもございません。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 幾ら見ても除雪機がない。書いてないですよ。何でこれが目録なんですか。あなたは見えますか。タイヤチェンジャーまで載っているんですよ。ちっちゃい。タイヤ交換工区一式も載っている。空気圧縮機も載っている。高圧洗浄機も載っている。1台。こんな小さいものまでちゃんと載せてある。この中で一番高い機械装置、除雪機が載ってない。誰が書いたんですか。あなたですか。これは重大なことですから調べないかんと思いますよ。これが何で事実でないと。あなた、目がいいんですか。これ、私はちょっと見えませんので、見える人に見てもらいたい。全くこれは話になりませんので、次に移ります。3問目。答えを頂いてから。

○議長 執行部。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

私も見えません。これは、大野議員が言われておりますのは、指定管理審議会に提出された財産目録であろうかと思います。この財産目録は、令和3年度末の財産目録ではなくて、令和5年度からの指定管理を受けるようになった場合にこのような財産を予定しておりますという財産目録でありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 これは後ではかの議員さんのほうにも確認していただきますけども、第15期と書いております。決算報告書の自は令和3年4月1日から、至るのは令和4年3月31日まで。買ったのは令和3年の3月と思いましたが、売ったのは4年の6月です。4年の6月である以上は、この報告書に載ってなければいけない。決算報告書というものは過去のものを

出すんです。令和5年度からなんて全く関係ない。令和5年度の審議会に出した報告書。これは令和3年度のものを出しとるんです。これになきゃおかしいんです。あなた、見えないと言ったけど、書いてないから見えませんよね。これはほかの議員さんにもよく見てもらいますけど、チェックしていただきますけども、あなたは、これ、書いてないのを我々に説明されたんですよ。これには載ってないけども、これに除雪機があつてと言つてね。そうですね、皆さん。あなたはこれに書いてないことを、そしてもう1つは、これに書いてある屋根つき車庫3棟、今も言ったように、実態がないのにこれを書いちゃう。おかしいじゃないかと。ないものがあつて、あるものがないという、こういう財産目録では話にならないですよ。そこら辺にしておきますがね。

○議長 執行部。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

まず、実績報告で提出してもらおう書類の中に、今まで財産目録は入っておりません。以上です。

○議長 以上で2問目の質問を終わります。

3問目に移ります。大野直孝君。

○5番 我が町のスクールバス事業における業者の選定について、先日、一町民が選定審議会の議事録を請求しました。議事録はなく、指定管理者選定の経過が不透明でございます。こういうふうには情報公開で出したわけですね。公の施設指定管理者選定審議会の議事録を請求しましたところ、総務課から、実施機関において作成しておらず、不存在のためと返ってきました。したがって議事録がありません。まさに今、我が町のプロポーザル方式に疑義が生じております。所掌課の総務課の責任は重いですよ。選定審議会の委員は総務課長に例えばイエスマンみたいな人のみ集めたのかという疑惑を言う人もおります。疑惑が生じております。選定審議会委員に職員はいなかったのか。どういう基準で集められたのか。また、話し合う環境、選定審議会というものはやはりそれなりの環境で話さないかと思しますので、どういう環境で話し合われたのかも含めて、会議の内容のご説明をお願いします。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

この件につきましては、仁淀川町情報公開条例の規定により行われております。まず、内容に疑義がある場合は、情報公開委員会に審査請求をしていただくのが行政の手続とな

りますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

続きまして、審議会でございますが、町職員は入っておりません。一般の有識者6名で、旧町村ごとに2名ずつを選定して審議会は開催しております。町からは、総務課で私を含めて4名程度、あと、担当課で、教育次長と副町長にも同席していただいております。

なお、会議録についてはございませんが、音声データは保管しております。

以上です。

○議長 竹本副町長。

○副町長 ただいまの総務課長の答弁に補足をさせていただきます。

今ありましたように、私も会議には出席をさせていただいております。その中で、会議自体はいろいろな議論がなされ、適正に執行されておりましたので、申し添えておきます。

また、音声データを残しておりますけれども、議事録を作成するというような規定にはなっておらないので、議事録としては存在しないということでございます。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 ありがとうございます。音声データがあるんなら、情報公開をもう1回やらにゃあかんね。議事録じゃなくて音声ということで。非常にこれについては、よその町村でもやっていますが、我が町村でもちゃんとこれに書いております。これは令和2年度空家対策総合支援事業仁淀川町移住住宅を改修する工事の公募型プロポーザルの実施要領ということで事細かに決めております。この中で、評価基準というようなことで、これも公表しております。評価基準、1、企画、設計、工事技術、2番、業務実績、3番、見積金額というように、いろいろ、目的にふさわしい規格かどうか、設計及び工事の技術力かどうか、その他、独創性とか、こういったものも求めている、公表されている。公表されているんですよ。公表してないと思いますね。

それから、これは公募したのですか。評価基準も公表しておりますか。これは再質問です。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

まず、指定管理選定審議会につきましては非公開で行っております。したがって、公表の基準とか、そういったものを外部に出す予定はございません。公募はしております。

以上です。

公募はしております、2業者が名のりを上げてきたということでございます。全ての指定管理につきまして、広報での周知はしております。

○議長 大野直孝君。

○5番 ここに仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則というのがございまして、これの中で「募集」というのがございます。第2条「町長は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体の募集は、仁淀川町役場前掲示板への掲示又は広報紙等に掲載し、必要な措置を講じなければならない」、こういうふうになっていきますね。今、課長は「公示はした」とおっしゃっていましたが、これは全体協議会での我々への説明なんですけど、今から課長が言ったところを読ませていただきます。

「まず、町民バススクールバスのほうにつきましては、町内の企業から参入したい旨の要望がありました。それを踏まえて、指定管理の場で、サービスの向上等も含めてやったほうがいいのではないかとということになりましたので、公募という形を取らせていただきました。また、笑美寿茶屋につきましても同じように、以前は何かかんとかやっておりましたが、これも同じような団体からの要望がありましたので公募を行いました、結果的に1団体しか申請がなかったという結果になっております。ふれあい公園キャンプ場につきましては、新たな施設になりますので、公募という形を取らせてもらっております。非公募につきましては、今までの実績であるとか、安定的にやってきているということがございますし、参入したいというような声を聞いておりませんので、非公募という形を取らせてもらっております」とお答えになっていきますよね。参入したいというような声を聞いておりませんので非公募という形にしたということで、我が町の議会からも疑問に感じた方が質問をしております。全部してないんですよ。

○議長 質問はどのような形で。

○5番 今言ったとおりですが、全部公募じゃないでしょう、我々にはそう説明したでしょうということです。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 公告または広報ということなので、広報のほうはやっておりません。全てを公募するということはございませんし、先ほども言いましたように、参入とか、そういった声があるのであれば、内部で検討し、再度公募するという形でございます。

以上です。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了いたします。

ただいま若藤議員から動議が出ております。説明をお願いします。

○8番 今の直孝君の質問の中で、大変議會を侮辱する、疑義が生じる発言がございましたので、ちょっと注意というか、それを申し上げておきたいと思います。

ご存じのとおり、議會は産業建設委員會と総務委員會に分かれております。恐らく2年交代でやっていると思うんですけど、それを直孝議員は「自分は建設委員だから、総務委員長報告は分からん。納得ができません」。「納得ができません」とは言っていないですが、そういうふうな発言で、建設委員にも分かるように説明しろと、こういった発言がございました。議會というものは、産業建設委員會の人間は、委員は、総務委員會に総務のほうは任せる。総務委員會の人間は、産建は産建に任す。これが原則ではないんですか。今までずっとこれでやってきておりましたが、大野直孝議員も今初めてではないはずで、旧仁淀村では3期やっております。それを自分は産建の委員だから、総務委員長の報告は十分理解していない。両方へ分かるように説明しろと、このような発言がございましたが、これはほかの議員さん方を含めていかなるものでしょうか。各議員の意見を私は聞きたいと思います。

以上です。

○議長 ただいま若藤議員より、大野直孝議員の発言に対して、総務民生委員の決議について注意喚起をするべきじゃないかというような動議が提出されました。

暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長 休憩前に引き続き會議を開きます。

1名以上の賛同者がおられますので、この動議案を議題として、提出者の説明、先ほど説明もございましたので、これから動議案に対する質疑を認めます。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 先ほどの委員會に関するほうの議員の発言については、議員自らが議會を否定する発言だと私は感じました。そういう意味で、議長のほうでやっぱり何らかの取り計らいをお願いしたい。これは懲罰にもかかってくりやせんかというふうに私は思っております。

以上です。

○議長 ほかに。片岡智準君。

○6番 私は総務民生常任委員長ですので、代表してお答えいたしますが、完全に議會を否定する内容ですし、質問の内容も、結局は、議會そのものではなくて、いわゆる指定管

理制度そのものの否定にもなりますので、先ほど若藤議員がおっしゃったとおり、やはりこの案件については何らかの対応を私はすべきだなと思っておるところへ、動議で上がりましたので、そのとおり賛同ということに。皆さんのご意見は全く同じと思いますので、議長の計らいをよろしくお願いします。

○議長 岡田良成君。

○1番 この問題については、昨年の11月からいろいろ論議をしています。そういうような中で、今、総務常任委員会に付託をした。付託ではありませんけども、委員会を開いたと。私は昨年の11月からこの問題については議論を持っております。じゃ、その内容について申し上げなければなりませんけども、議会の中でも私は度々質問してまいりました。今、指定管理のマネジメントについて異議があるから質問しております。その内容は今ここで言わなくても分かると思いますけど、二、三、お話を申し上げます。今、直孝議員が説明した組織の問題。これ、昨年の11月に議員協議会をしたときに、総務課長から、誰も知らなかった案件だと。除雪機を買った。幾らやったと。375万円というような話があった。それは、じゃ、除雪機は要るかよという内容の質問をしてきました。先日、ゴルフの会員権要るかよと質問しました。そしてまた、今、生命保険、これは町民の税金の中で生命保険が要るかよと。事業を継続するためやらないかんというお話があった。

○議長 ちょっといいですか。中身の件を今否定云々という話ではなくて、総務民生常任委員会の出したものに対して大野氏が……。

○1番 いや、それは分かる。それは分かるけども。

○議長 そういう意味ですので、その中身は今までずっと議論してきましたので、その内容は皆知っていますので。

○1番 そしたら、俺はどう言ったらいい。今、反対しようと思ったら、俺はどう言ったらええんかな。

○議長 その辺については採決します。

○1番 意見がないかということで。

○議長 だから、注意喚起、それから否定をしゅうんじゃないというような発言でお願いします。

○1番 ちょっと待って。もう1回言って。

○議長 内容の云々を言いゅうんではないので、大野直孝氏の発言についての動議です。

○1 番 自分も非常にそういうことを言われるとまいりますけども、今、直孝議員が言ったことは全く私は否定するつもりはありません。直孝議員の質問もおかしい。

(「議長、これは休憩中か」の声)

○議長 休憩じゃございません。

○1 番 正会か。

○議長 正会です。

○1 番 そうか。正会だったら言葉を選ばないかな。休憩にしてくれるか。

○議長 言うたら動議の議論をしていますので。

○1 番 正会でいいです。今、直孝議員の質問についても、私は若干質問の内容に疑問を感じます。争点について。でも、どちらがいいか悪いかとなると、私はこの案件については反対しよるもので、直孝議員の今の説明の中では疑義を感じますけども、争点的には、私は直孝議員の案件については賛同します。

○議長 若藤敏久君。

○8 番 今ちょっと岡田議員からありましたので、いま一度申し上げておきます。

直孝議員の発言は、総務委員会、総務委員長報告そのものを全て無視する発言でございました。

○議長 暫時休憩します。

午後 2 時 5 6 分 休憩

午後 2 時 5 6 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

若藤議員。

○8 番 総務委員会は総務委員会で総務を任せてもらっております。そして産業建設関係は産建の委員に任せております。そうじゃなければ議会は成立をいたしません。終わり。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

○議長 以上で動議案に対する質疑を終結します。

討論は省略します。

取りあえず大野直孝議員の発言に対する議会を否定した問題について注意喚起、もしくは委員会をやるかどうかという件で採決をさせていただきます。

竹本文直君。

○7番 懲罰に値すると思いますが、懲罰にも何種類かあります。新人ではないということですが、やっぱりここはあまり重いものではないに、議長からの注意あたりでええんじゃないかなというふうに私は感じております。

以上です。

○議長 ただいま竹本文直君から、議長からの注意ということでよいということでございますので、大野直孝議員の発言については十分注意して発言をするように。

それでは、この動議案の採決を行います。この動議案に賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。したがって、懲罰動議案については可決されました。

私のほうから注意をさせていただきます。大野直孝議員、発言には十分気をつけて発言をするようにしてください。以上です。

暫時休憩します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の一般質問を終了します。

本日の日程は全て終了しました。これにて延会といたします。

明日も10時より引き続き一般質問から始めたいと思いますので、よろしくお願いをします。皆さん、お疲れさまでした。

午後 3時00分 延会